

加入者のみなさんへ

長寿医療(後期高齢者医療)制度のお知らせ

三重県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎059-221-6884

市民課保険年金係 ☎⑤1148

保険料の支払い方法が変更できます

年金天引き(特別徴収)で保険料を納めていただいているかたのうち、次のいずれかの要件を満たすかたは、お申し出により、口座振替によるお支払いが可能になります。

※年金天引きを継続する場合は、お申し出をいただく必要はありません。

- ①国民健康保険の保険料をこの2年間滞りなく納付されていたかた(本人)が、本人名義の口座振替により納付する場合
- ②年金収入が180万円未満のかたで、世帯主または配偶者の口座振替により納付する場合

- 口座振替に変更を希望されるかたは、市民課保険年金係へまず電話でお申し出ください。
- お申し込みの際には、「口座振替依頼書」と「変更申出書」の2枚をご記入いただき、その後、上記の要件を満たしているか審査を行ってから決定させていただきます。
- お申し出の期限はありませんが、お申し出の時期により口座振替への変更時期などが異なります。
※平成21年2月支給の年金からの変更をご希望の場合は、11月中にお申し出ください。

所得税および個人住民税の社会保険料控除について

保険料は、確定申告などの際に、社会保険料控除として適用されます。

年金天引きの場合や本人の口座振替に変更した場合は、本人の社会保険料控除として適用されます。

また、世帯主や配偶者の口座振替に変更した場合は、支払ったかたの社会保険料控除として適用されます。

「被用者保険の被扶養者」に対する軽減措置に該当するかたへ

長寿医療制度の資格取得日の前日に「被用者保険の被扶養者」(※1)であったかたは、保険料が軽減されます。

8月にお届けした「保険料額決定通知書」を確認していただき、被用者保険の被扶養者であったにもかかわらず、保険料額が軽減されていないかたは、市民課保険年金係にお申し出ください。

(※1) 被用者保険の被扶養者

政府管掌健康保険、企業の健康保険組合、船員保険、公務員共済組合などに加入する家族のかたに、健康保険上で扶養されていたかた。

鳥羽市国民健康保険および国民健康保険組合(建設・医師国保など)であったかたは含まれません。

長寿医療健康診査を受けられましたか?

長寿医療健康診査の受診券をお持ちのかたで、まだ健康診査を受診されていないかたは、受診券に同封している案内文書と実施機関一覧表をご覧ください、受診していただくことをお勧めします。

※昭和8年8月・9月・10月生まれのかたには11月中旬以降に、受診券を送付します。